

動薬協会発 231 号  
平成24年10月30日

社団法人 日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会  
理事長 福 井 邦 顯  
( 公 印 省 略 )

獣医師法第22条の規定に基づく届出について (依頼)

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より通知がありましたのでお知らせします。

24消安第3380号  
平成24年10月24日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

平素は、当課の業務等に関しまして御協力いただきありがとうございます。

御承知のとおり、獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定に基づき業務の種類及び内容等にかかわらず、2年ごとの届出が義務付けられており、本年はその届出を行う年となっております。

また、今年度から、より正確かつ詳細な獣医師の就業状況等を把握し、今後の獣医療提供体制の整備に資するため、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第6号様式が改正され、平成24年9月24日付けで公布、施行されたところです。

つきましては、貴会職員の中で獣医師の資格を有する者に対してこのことを周知していただきたく、該当者に別添回覧の配付を御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、勝手ではございますが、貴会会員及び傘下機関等へも御周知いただきたく、併せてお願いいたします。





回覧に御協力をお願いいたします。

平成24年10月24日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課獣医事班

### 獣医師法第22条の規定に基づく届出について

獣医師は、獣医師法第22条の規定に基づき、2年に一度の届出が義務付けられており、本年はその届出を行う年になっております。

また、今年度から、より正確かつ詳細な獣医師の就業状況等を把握し、今後の獣医療提供体制の整備に資するため、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第6号様式が変更されました。

獣医師免許をお持ちの方は、業務の種類及び内容にかかわらず、平成24年12月31日現在の状況（住所、氏名及び勤務先等）を、必ず平成25年1月1日～1月31日の受付期間中に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ郵送等により届け出てください。

なお、新しい届出様式や記載方法は、農林水産省ホームページを御覧ください。

<詳細について>

農林水産省ホームページ

→ 獣医師法第22条に基づく届出 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)

獣医師の皆様へ

## 獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

- ◎ **平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。**
- ◎ **平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出てください。**
- ◎ **今年度から、届出様式が変更になりました。新しい届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。**

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



☆ 結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請を別途行ってください。  
なお、変更申請の詳細は、農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>





注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
  - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
  - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成四年政令第二百七十三号)第二条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
  - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 特定組合 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。
  - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。
  - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第一項に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄に掲げる番号を併せ記入すること。  
また、(9)欄のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

獣医師法第 22 条に基づく届出の作成参考資料

以下、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 22 条の届出を作成される際の参考としてください。

1 一般的事項

- (1) 届出は獣医師法施行規則(昭和 24 年農林省令第 93 号)第 13 条に規定する届出書(第 6 号様式)により作成して下さい。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12 月 31 日に海外出張等で住所地にいない方も届出をしなければなりません。
- (3) 届出書の作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入もれのないようにして下さい。なお、該当事項のない欄には斜線を引いて下さい。
- (4) 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入して下さい。
- (5) 誤記の訂正は、2 本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入して下さい。

2 個別事項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに届出年月日(平成 24 年 12 月 31 日現在)を記入して下さい。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名(日本国籍を有しない方はその国籍)及び氏名を記載して下さい。なお、獣医師免許に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により戸籍上の本籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第 3 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第 2 号様式)が必要です(詳細は農林水産省のウェブサイト(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>))を参照して下さい。申請中の方は、備考欄にその旨を記入して下さい。
- (3) 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載して下さい。獣医師免許証の再交付又は登録事項の変更による書換交付を受けた方は、獣医師免許証裏面に登録年月日が記載されています。先述の再交付又は書換交付を受けていない方は獣医師免許証表面の登録年月日を記載して下さい。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号(番地)まで記入して下さい。また、12 月 31 日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所を記載して下さい。
- (5) 主たる職業欄は最も該当するものを 1 つずつ○で囲んで下さい。該当するものが 2 つ以上ある場合は、従たる職業の概要欄に記載して下さい。
- (6) 業務の内容欄のうち 1 から 4 の診療の業務のいずれかを○で囲んだ方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合、勤務先欄の 01 の個人診療施設を○で囲んで下さい。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の 011 を○で囲んで下さい。
- (7) 備考欄には主たる職業欄及び従たる職業の概要欄に関して参考となる事項を記載して下さい。例えば、主たる職業欄の「その他」を○で囲んだ方は、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載して下さい。

獣医師法第 22 条に基づく届出に関する Q&A

Q 1 届出を行わなかった場合、どうなりますか。

A 1 本届出は、獣医師の義務ですので、不履行の場合は、法第 8 条第 2 項第 3 号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。また、1 月末日の期限までに届出されなかった場合は、本条の届出とは認められませんので注意して下さい。

Q 2 どこに提出したら良いですか。

A 2 お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出ることとなっております。詳しくは、都道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。

注意) 勤務地や、出生地、出身大学の所在する都道府県ではありません。

(参考：全国家畜保健衛生所一覧)

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/contents/link/kaho/index.html>

Q 3 届出書の (9) 業務の種類 I 産業動物診療の v その他の対象動物とは何ですか。

A 3 めん羊、山羊またはうずらです。

Q 4 届出書の (9) 業務の種類 II 小動物診療の iii 小鳥の対象鳥とは何ですか。

A 4 オウム科全種 (インコ、オオバタン、ヨウム等)、カエデチョウ科全種 (ブンチョウ、ジュウシマツ等)、アトリ科全種 (カナリア、マヒワ等) です。

Q 5 届出書の (9) 業務の種類 III の「I 及び II 以外の診療の対象動物」は何ですか。

A 5 I 及び II 以外の哺乳類 (兔、フェレット等) や鳥類 (ハト等) のほか、爬虫類、両生類、魚類等です。

Q 6 (9) 業務の種類「V 獣医学上の知識を必要としないもの」とは何ですか。

Q 6 獣医事に関係しない学校勤務 (高校農業や理科を除く) や自らは診療を一切行わない動物病院経営者、ペットショップの経営者等です。

Q 7 産業動物診療 (主として牛) と小動物診療 (主として犬) を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。

A 7 (9) 業務の種類は I 及び i、(10) 業務の内容は 2、(11) 勤務先は 01 を○で囲んで下さい。

なお、(14) 従たる職業の概要欄に「II・i・2・01」と記載して下さい。

Q 8 株式会社 (有限会社・社団法人・財団法人) の経営する診療施設で働いています。届出書の勤務先は 011 (012) ですか。

A 8 従前から「個人診療施設」に区分していますので、01 を○で囲んで下さい。

Q 9 県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生関係業務と環境関係の業務を担当しています。どう記載したらよいですか。

A 9 (9) 業務の種類はIVを○で囲み、12月31日現在の主たる業務の内容を○で囲んで下さい。

Q 1 0 平成24年12月31日時点では、県庁から独立行政法人の畜産試験場に出向中です。(11) 勤務先は07独立行政法人を○で囲めばよいですか。

A 1 0 貴見のとおり、12月31日現在の業務の内容、勤務先(07独立行政法人)を○で囲んで下さい。

Q 1 1 (11) 勤務先の①本庁等の「等」は何ですか。また、③家畜保健衛生所等、④保健所等、⑤食肉衛生検査所等の「等」はそれぞれ何ですか。

A 1 1 本庁等は、都道府県庁本庁のほか、〇〇地方振興局農業普及センターといった地域振興事務所です。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健衛生所等を○で囲んで下さい。

家畜保健衛生所等は、家畜保健衛生所のほか、畜産試験場や家畜衛生研究所、家畜病性鑑定所です。

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や保健福祉事務所、健康福祉環境事務所です。地方振興事務所と保健所を兼任されている場合、本庁等ではなく、保健所等を○で囲んで下さい。

食肉衛生検査所等は、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所等です

※ 畜産試験場は(10)業務の内容は6試験研究に従事(大学勤務を除く。)を○で囲んで下さい。

Q 1 2 獣医系大学の大学院生(または科目等履修生)です。どう記載したらよいですか。

A 1 2 (9) 業務の種類はVI、(10) 業務の内容は8を○で囲み、(11)～(13)は斜線を引いて下さい。また、(15) 備考欄に「〇〇大学に大学院生として所属」などと記入してください。

なお、家畜保健衛生所にてアルバイトなどを行っている場合には、(14) 従たる職業の概要欄に「IV-5-ア-05 〇〇家保でアルバイト」と記載して下さい。

Q 1 3 獣医系大学の研修医です。どう記載したらよいですか。

A 1 3 (9) 業務の種類はI又はII、(10) 業務の内容は8、(11)は07独立行政法人、08国立大学法人、09私立学校のいずれかを○で囲んで下さい。また、(15) 備考欄に「研修医として所属」と記入してください。

Q 1 4 公立大学法人の獣医系大学に所属しています。どう記載したらよいですか。

A 1 4 (11)は07独立行政法人を○で囲んで下さい。

Q 1 5 特例民法法人に所属しています。(11) 勤務先は012公益法人、一般社団法人等を○で囲めばよいですか。

A 1 5 貴見のとおりです。

Q 1 6 認定小規模施設(年間30万羽以下)の食鳥処理場の検査員です。どう記載したらよいですか。

A 1 6 (10)業務の内容は10及びウを○で囲んで下さい。(11)、(12)及び(13)の勤務先では、食鳥検査員であることがわかりにくい場合、(15)備考欄にその旨を記載して下さい。

Q17 国際機関に所属し、海外勤務をしています。どう記載したらよいですか。

A17 (10) 業務の内容は10及びウ、(11) 勤務先は013を○で囲んで下さい。なお、所属する国際機関の名称を(12) 勤務先の名称欄に記入し、(13) 勤務先の所在地欄は斜線を引いて下さい。なお、提出先は日本国内の住所地の都道府県となります。

Q18 主婦(夫)です。どう記載したらよいですか。

A18 (9) 業務の種類はVIを○で囲み、(10)~(13)は斜線を引いて下さい。

なお、アルバイト等を行っている場合には、A12を参照して下さい。ただし、アルバイト等の収入によって、配偶者の所得税控除対象外となっている場合は、当該業務を主たる職業として記載して下さい。

Q19 勤務先の規程に基づき、育児休業(病気療養等)を取得中です。どう記載したらよいですか。

A19 休業中の勤務先について記載し、その旨を(15) 備考欄に「育児休業中」と記入して下さい。

Q20 定年後、特に仕事はしていません。どう記載したらよいですか。

A20 (9) 業務の種類はVIを○で囲み、(10)~(13)は斜線を引いて下さい。

なお、業務を持っている場合には、A12を参照して下さい。また、農業に従事したり、関係団体等で役員(無報酬も含む。)になられている場合、(15)備考欄に役職名など記入して下さい。

参照条文：

○獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)(抄)

(届出義務)

第二十二条 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

(免許の取得し及び業務の停止)

第八条

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

二 第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。

○獣医師法施行規則(昭和二十四年九月十四日農林省令第九十三号)(抄)

(届出)

第十三条 法第二十二条の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二条(法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。